

教科書・学用品等の給与について

1 支援の内容（災害救助法の適用）

災害により喪失又は損傷した教科書・学用品等を給与します。

2 対象者（要件等）

住家の全壊，流失，半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったものを含む。）により，教科書・学用品等を喪失又は損傷し，就学上支障のある小・中・高・特別支援学校・中等教育学校・専修学校・各種学校の児童生徒

3 手続きの方法

<町立学校に在学している児童生徒>

海田町教育委員会（学校教育課）が学校を通じて調査します。

<県立学校・私立学校・国立学校に在学している児童生徒>

通学している学校を通じて調査が行われます。

各学校へ問い合わせをしてください。

4 給与方法

すべて現物給付です。

各学校を通じて給与します。

5 対象経費

①教科書及び正規の教材

教科書，教育委員会の承認を受けている準教科書，ワークブック等

②文房具

ノート，鉛筆，消しゴム，絵具，画筆，画用紙等

③通学用品

傘，靴，長靴等の通学用品

④その他の学用品

運動靴，体操着，カスタネット，ハーモニカ，工作用具，裁縫道具等